

## 諮問第120号の答申（統計法施行規則の一部改正について）（案）の概要


### <主な改正事項（諮問の対象）>

- 今回の統計法施行規則の一部改正…統計法の改正の施行に当たって必要な改正を行うもの
- 主な改正事項は、
  - ・ 調査票情報の二次的利用の範囲を具体的に定める（→下記ア）
  - ・ 調査票情報等を適正に管理するための措置を具体的に定める（→下記イ）
  - ・ 調査票情報の二次的利用の提供の手続等を具体的に定める（→下記ウ）

### <審議のポイント>

- 上記の3つの主な改正事項ごとに、統計法の改正の趣旨に沿った規定になっているか、内容として適当な規定になっているか、実務的に問題のない規定になっているかなどの観点から部会を3回開催し審議

## 1 統計法施行規則の一部改正について

(1) 統計法施行規則の改正案の適否について  「適当と認められる。」と判断

(2) 理由等（主な改正事項ごとの検討結果）

### ア 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」

<調査票情報の二次的利用の範囲を具体的に定める>

#### ● 調査票情報の提供条件（統計法第33条の2）

※公益性の内容に応じて、提供範囲ができる限り明確になるよう規定

#### <改正規則案第19条の規定内容>

- 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって以下のもの（他に欠格事由等の要件あり）
  - ・ 大学等（大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）、公益法人（公益財団法人、公益社団法人）が行う調査研究（加えて、これらの者が委託して行う調査研究、これらの者と共同して行う調査研究）
  - ・ 大学等の教員が行う調査研究（加えて、これらの者と共同して行う調査研究）
  - ・ 大学等、公益法人が費用の一部又は全部を公募の方法で補助して行う調査研究
  - ・ 行政機関の長等が相当の公益性を有するとして特別な事由があると認める統計の作成等
- 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等（他に欠格事由等の要件あり）

#### <部会の審議結果>

- 情報の利活用の必要性と情報の保護の必要性とのバランスがとれた提供範囲であると評価

#### ● 委託による統計の作成等及び匿名データの提供の条件

※これらの二次的利用は調査票情報自体を提供するものでないこと、これまでの運用実績、今回の統計法改正における利活用の方向性の議論を踏まえ、提供等範囲を規定

#### <改正規則案第27条及び第35条の規定内容>

- 従来の範囲（学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等など）に加え、
- 教育（高等学校レベルまで拡大）の発展に資すると認められる統計の作成等（他に欠格事由等の要件あり）
  - 官民データ活用推進基本法の「重点分野」に関する統計の作成等（他に欠格事由等の要件あり）

#### <部会の審議結果>

- 制度導入後 10 年間にわたり安定して運用されていること、今回の統計法改正における利活用の方向性の議論を踏まえた提供範囲であること等により、具体的な利活用の範囲として適当である等と評価

イ 調査票情報等の適正管理措置 <調査票情報等を適正に管理するための措置を具体的に定める>

※情報の適正管理措置として、求められる公益性の程度や他法令を参考にしつつ、適正管理措置を講ずる主体ごとにできる限り当該措置が明確になるよう整理し規定

<改正規則案第 41 条及び第 42 条の規定内容>

- 改正統計法で新設された第 33 条の 2 の規定により提供される調査票情報に係る適正管理措置としては、求められる公益性の整理から、“オンサイト施設”の利用を想定し、物理的管理措置として、調査票情報を取り扱う特定の区域への立入り制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を明記
- 調査票情報の提供の場合と匿名データの提供の場合を分け、求められる公益性の程度に応じた措置を記載
- 個人情報保護法ガイドライン（通則編）で採用されている安全管理措置の categories を基本にし、他法令も参考に、適正管理措置を漏れなく、可能な限りの整理に基づき記載 等

<部会の審議結果>

- 保護すべき情報に応じた必要十分な措置である、どの主体がどのような適正管理措置を果たすべきか省令レベルでは明確になっている、他制度と比較して必要十分な措置と評価

ウ 調査票情報の提供等に関する手続等 <調査票情報の二次的利用の提供の手続等を具体的に定める>

※これまでの運用実績を踏まえ、調査票情報の二次的利用に係る条件を漏れなく確認できるように規定

<改正規則案第 17 条等の規定内容>

- 制度導入後約 10 年の運用実績を持つ匿名データの提供手続に係る現行の統計法施行規則に準じて規定
- 調査票情報の提供等の欠格事由や提供等の条件に係る確認を可能とする手続になるよう規定 等

<部会の審議結果>

- 必要十分な手続である、他制度と比較して適正な手続である、過重な手続となっていないと評価

## 2 施行に当たっての課題

### (1) 調査票情報の提供の条件

- 今後の運用において、実務上の一定の配慮が必要。
- 総務省において省令の解釈としてガイドライン等に、分かりやすい解釈上の要件や例示を明記することを求める。

例えば、①調査票情報の提供を受けようとする者の研究実績について、大学等の教員であれば、学位、査読付き論文の実績、所属する組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書が必要と明記、②博士の学位の授与を受けるための論文を作成する大学院の博士課程の学生や大学等の教員ではないがポストドクター等の研究者が学術研究目的で調査票情報の提供の依頼の申出をする事例等について実質的に判断することが可能となるような記述を明記 等

### (2) 調査票情報等の適正管理

- 今後の運用において、総務省において省令の解釈としてガイドライン等に、分かりやすい説明（例えば、表やフローチャートを用いた説明）を記載、国民にとって分かりやすい制度概要や解説をホームページに掲載することを求める。

### (3) 本委員会への制度の運用状況の報告

- 今後、調査票情報の二次的利用については、それぞれの情報の性格に応じて慎重な制度運用が求められる。
- 改正統計法の施行後、毎年実施される統計法施行状況報告を活用するなどにより、定期的に制度の運用状況について総務省に報告を求め、その内容を確認した上で、必要に応じて省令の改正を求める等の対応を求める。